

総会

配布：一般

2012年10月17日

原文：英語

人権理事会

第21会期

議事日程議題4

理事会の注意を要求する人権状況

人権理事会により採択された決議*

21/26

シリア・アラブ共和国における人権状況

人権理事会は

2011年12月19日の66/176、2012年2月16日の66/253A および2012年8月3日66/253Bの総会諸決議、2011年4月29日のS-16/1、2011年8月23日のS-17/1、2011年12月2日のS-18/1、2012年3月1日の19/1、2012年3月23日の19/22、2012年6月1日のS-19/1 および2012年7月6日の20/22の人権理事会諸決議、並びに2012年4月14日の2042（2012）および2012年4月21日の2043（2012）の安全保障理事会諸決議を想起し、

2007年6月18日の人権理事会決議5/1 および5/2 もまた想起し、

シリア・アラブ共和国における人権状況に関するアラブ連盟の全ての諸決議、とりわけその中で同連盟が、人権と基本的自由を甚だしく侵害して、シリア当局およびその協力関係にある民兵シ

* 人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第21会期に関する理事会報告書（A/HRC/21/2）第1章に含まれる。

ヤビハがシリア国民に対して犯した継続的な暴力、殺人および凶悪な犯罪並びに人が住む近隣地や村の砲撃に、戦車、砲兵隊および軍用機を含む、重火器を使用したこと、並びに恣意的な処刑や強制失踪についてその強い非難を表明し、そしてシリア・アラブ共和国政府に対し、シリア国民に対するあらゆる形態の殺害および暴力を直ちに且つ完全に止めることを求めた、2012年9月5日のその決議 7523 を更に想起し、

その中でイスラム協力機構が、移行計画のすぐの実施および法、市民権並びに基本的自由に基づいて平等である、社会的多元性および民主的且つ文民的な制度に基づく新しいシリア国家の建設を許与する平和的制度の策定を呼びかけた、シリア・アラブ共和国における人権状況に関する 2012年8月15日の同機構の決議 2/4-EX(IS)を想起し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対するまた国際連合憲章の諸原則に対する理事会の強い公約を再確認し、

シリア・アラブ共和国における暴力の段階的拡大および暴力から逃れる難民や国内避難民の増大する数に深刻な懸念を表明し、そしてシリア難民を受け入れる隣国の取組を歓迎し、

前合同特使コフィー・アナンの前6項目提案の履行ができないことにその深い懸念を表明し、そしてシリア危機に関する国際連合およびアラブ連盟の新しい合同特別代表としてのラフダール・ブラヒミの任命を歓迎し、

人道に対する罪がシリア・アラブ共和国内で犯されたようであるとの人権理事会および安全保障理事会に対して国際連合人権高等弁務官によりなされた声明を想起し、また状況を国際刑事裁判所に付託するという安全保障理事会に対するその度重なる勧奨に留意し、

1. 人権理事会決議 19/22 に従って提出された、シリア・アラブ共和国に関する国際的な独立調査委員会の報告書¹およびそこに含まれた勧告を歓迎する。

2. シリア・アラブ共和国政府の調査委員会との非協力を遺憾に思う。

¹ A/HRC/21/50

3. その由来にかかわらず、テロ行為を含む、すべての暴力を非難する。

4. 文民に対する重火器と武力の使用、大虐殺、恣意的な処刑、裁判外の殺害、反対派、人権擁護者およびジャーナリストの殺害と迫害、恣意的な拘禁、強制的な失踪、医学的治療に対するアクセスの妨害、拷問、性的暴力および子どもに対するものを含む虐待など、シリア当局および政府の支配下にある民兵シャビハによる継続した広範な且つ組織的な重大な人権と基本的自由の侵害、並びに反政府武装集団によるいかなる人権侵害も強く非難する。

5. シリア・アラブ共和国政府の部隊およびシャビハの構成員が法外なまた凶悪な犯罪の実行者であると調査委員会により認められた、ホムス近郊のアル・ハウラの村の大虐殺を最も強い文言で非難し、そして責任を有する者の責任を問う必要性を強調する。

6. 全ての当事者に対し、あらゆる形態の暴力に終止符を打つことを求める。

7. 全ての当事者に対し、女性および女児の権利と保護に適用可能な国際法を十分に尊重することおよびジェンダーに基づく暴力、とりわけレイプ並びに他の形態の性的虐待から女性と女児を保護する特別な措置を講じることをまた求め、そして紛争解決と和平過程における意思決定レベルでの女性の関与もまた求める。

8. シリア当局に対し、恣意的に拘禁された全ての人を直ちに釈放すること、全ての拘禁施設の一覧表を公表すること、適用可能な国際法を遵守して拘禁条件を確保することおよび全ての拘禁施設に対する独立監視団の立ち入りを直ちに許可することを促す。

9. シリア当局が、シリア住民を保護するその責任を叶えるという理事会の呼びかけをくり返し表明する。

10. 調査委員会の報告書に基づいてフォローアップし、また人道に対する罪および戦争犯罪に相当する可能性があるものを含む、違反および侵害に責任を有する者の責任を問うことを目的とした、虐待および国際法の違反への国際的な、透明な、独立したそして迅速な捜査を実施する必要性

を強調し、そして国際社会の構成員に対し、シリア当局が、戦争犯罪若しくは人道に対する罪に相当する可能性がある重大な違反若しくは侵害の申し立てられた実行者を訴追しなかったことを強調しつつ、そのような違反若しくは侵害に対する刑事責任の免除がないことを確保することを奨励し、またこれに関連して広範囲の、包括的なそして信頼に足る協議の基礎に基づき、シリア国民は、国際法により提供される枠内で、正義、和解、真理および甚だしい違反の説明責任を達成する過程と手続並びに犠牲者に対する賠償と効果的な救済を決定すべきであるという調査委員会の勧告の重要性を強調しつつ、国際的な司法の潜在的妥当性に留意する。

11. 種族的、宗教的、言語的若しくはあらゆる他の理由に基づくセクト主義や差別の余地のない、人権と基本的自由に対する普遍的な尊重の促進と遵守に基づく、平和的な、民主的なそして多民族の社会に対するシリア国民の憧れに対する理事会の支持を強調する。

12. シリア・アラブ共和国における悲惨な状況について気にとめるべき人権理事会の全ての加盟国および国際社会全体としての責任を強調する。

13. 国際社会に対し、責任分担の原則を強調する一方で、シリア難民の増大する人道支援の必要性に対応することを受け入れ国に可能とするため、受け入れ国に緊急の財政的支援を提供することを促す。

14. 全ての関連する国際連合機関、とりわけ難民高等弁務官事務所、および他の資金供与国に対し、シリア難民および彼らの受け入れ国に対し緊急の且つより多くの支援を提供することを促す。

15. 全ての資金供与者に対し、人道問題調整事務所および国際的な人道機構に対して、シリア・アラブ共和国における人道アピールにおいて要請されたように、彼らが同国内で人道対応計画をより積極的に実施できるように、財政支援を速やかに提供することを促す。

16. シリア当局が、救援および人道援助を提供することを人道機構に許すために、シリア・アラブ共和国の全ての地区に、当該機構の迅速な、妨げられないそして十分な立ち入りを許した促進するという人権理事会の呼びかけをくり返し表明し、そして全ての側に対し、人道支援要員および国際連合要員の安全を尊重することを求める。

17. 人権理事会決議 S-17/1 において同理事会により設立されたシリア・アラブ共和国に関する国際的な独立調査委員会の職務権限を延長することを決定し、そして同委員会に対し、その活動を継続することまた同理事会の第 22 会期における双方向の対話期間中にシリア・アラブ共和国における人権状況について書面による報告書を提示することを要請する。

18. 調査委員会に対し、死傷者数の評価を含む、2011 年 3 月以来のシリア・アラブ共和国における甚だしい人権侵害の地図作製行為を最新のものにすることおよびそれを定期的に公表することを継続することを要請する。

19. シリア・アラブ共和国において起きている大虐殺の数が増えていることを最も強い文言で非難し、そして調査委員会に対し、全ての大虐殺を調査することを要請する。

20. 事務総長に対し、シリア・アラブ共和国における人権状況がますます悪化していることに照らして調査委員会の職務権限を完全に遂行することを調査委員会に許すために、同委員会に対して、人員配置を含む、追加の資源を提供することを要請する。

21. シリア・アラブ共和国全土への迅速な、完全なそして拘束を受けない立ち入りを同委員会に与えることを含んで、調査委員会と十分に協力することというシリア当局に対する人権理事会の呼びかけをくり返し表明する。

22. 適切な行動のために、全ての関連する国際連合機関および事務総長に対して、調査委員会の全ての報告書と口頭での最新情報を転送することを決定する。

23. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 38 回会合

2012 年 9 月 28 日

[41 対 3、棄権 3 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成:

アンゴラ、オーストリア、バングラデッシュ、ベルギー、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、
カメルーン、チリ、コンゴ、コスタリカ、チェコ共和国、ジブチ、エクアドル、グアテマラ、
ハンガリー、インドネシア、イタリア、ヨルダン、クウェート、キルギスタン、リビア、マレ
ーシア、モルディブ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ナイジェリア、ノルウェー、
ペルー、ポーランド、カタール、モルドバ共和国、ルーマニア、サウジアラビア、セネガル、
スペイン、スイス、タイ、アメリカ合衆国、ウルグアイ

反対:

中国、キューバ、ロシア連邦

棄権:

インド、フィリピン、ウガンダ]